

総基料第17号
平成20年1月31日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 高部 豊彦 殿

総務省総合通信基盤局長
寺崎 明

接続料規則等の一部改正に関して講すべき措置について（要請）

接続料規則等の一部改正（平成19年11月28日諮問第1196号）に関し、別紙のとおり情報通信審議会より答申（平成20年1月29日情審通第22号）がなされたことを踏まえ、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

1. 平成20年度の公衆電話機能の接続料については、貴社から平成20年1月9日付け東相制第07-127号をもって、実際費用方式に基づく平成19年度及び平成20年度の接続料等の改定に係る接続約款の変更の認可申請がなされており、平成20年1月15日付け諮問第1199号で情報通信審議会に諮問し、本件について現在審議されているところであるが、今回の答申の趣旨を踏まえ、適正額を超えるき線点R-T-G-C間伝送路費用を算入することがないよう算定の上、本機能の接続料の改定に係る接続約款の変更の認可の補正申請を速やかに行うこと。
2. 平成20年度のPHS基地局回線機能の接続料については、今後、貴社から長期増分費用方式に基づく平成20年度の接続料等の改定に係る接続約款の変更の認可申請がなされるものと考えられるため、今回の答申の趣旨を踏まえ、本機能の接続料の改定に際しては、適正額を超えるき線点R-T-G-C間伝送路費用を算入することがないよう算定の上、本機能の接続料の改定に係る接続約款の変更の認可の申請を行うこと。

以上

(別 紙)

「接続料規則等の一部改正について」
情報通信審議会答申（平成20年1月29日情審通第22号（抄））

平成19年11月28日付け諮問第1196号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、接続料規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、次の点が確保されることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。
 - ・ 今回の接続料規則等の一部改正では、き線点R T - G C間伝送路費用について加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入を可能とする一方、当該費用を公衆電話機能及びP H S基地局回線機能の接続料原価にも引き続き算入することを可能としていることから、公衆電話機能等を利用する接続事業者は、本来接続料原価から控除されるべきき線点R T - G C間伝送路費用を含んで算定された接続料を支払うことが必要となるおそれがある。
したがって、総務省においては、公衆電話機能等の接続料原価に適正額を超えるき線点R T - G C間伝送路費用を控除して算定するよう所要の規定整備を行うよう検討すること。（考え方4）
 - ・ 総務省においては、平成20年度の公衆電話機能の接続料については、既に今回の接続料規則等の一部改正に基づき算定された接続料の認可申請がなされており、当審議会に諮問・審議されていることから、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「N T T東西」という。）

に対して、本規定整備の前であっても、その趣旨を踏まえ、適正額を超えるき線点 R T - G C 間伝送路費用を算入することができないよう算定した接続料を速やかに補正申請を行うよう要請すること。(考え方 4)

- ・ 総務省においては、平成20年度の P H S 基地局回線機能の接続料については、今後、長期増分費用方式に基づく平成20年度の接続料等の改定に係る接続約款の変更の認可申請がなされる予定となっていることから、N T T 東西に対して、本規定整備前であっても、その趣旨を踏まえ、適正額を超えるき線点 R T - G C 間伝送路費用を算入することができないよう算定した接続料を認可申請することを要請すること。(考え方 4)